

大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校教職員等の利益相反管理に関する規程運用基準

大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校教職員等の利益相反管理に関する規程第3条の規定による利益相反管理の対象となる者は、次のとおりとする。

【第1号関係】

1. 第1号の規定による対象者

- 兼業要項第2条第1項の規定による役員等兼業の場合
- 兼業要項第5条第4号の規定による営利企業における研究開発に関する業務（以下、「研究兼業」という。）の場合
- 兼業要項第5条第8号の規定による営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

2. 留意点

- 公立大学法人大阪教職員兼業規程により、兼業を許可されていることが必要である。
- 兼業は、原則として勤務時間外に行うものであること。
- 兼業の対価として受領する報酬の額は、社会通念上合理的なものであること。（備考2参照）

【第2号関係】

1. 第2号の規定による対象者

- 共同研究等の産学官連携活動を行っている企業に株式の出資を行う場合

2. 留意点

- 相手方企業が利害関係者かどうか。（備考3、4参照）
 - ・利害関係者の場合は原則として認められない。ただし、出資金が十分に集まらないので支援したい等の理由により行う場合は、文書でその理由を明らかにし、外部に説明がつくようにしておくことが必要である。
- インサイダー取引に該当しないかどうか。
 - ・企業の内部情報に接する立場にある者が、その情報が公表される前に株式の売買を行うことは規制されている。

【第3号関係】

1. 第3号の規定による対象者

- 利害関係者に対し、特許の実施権の許諾等を行う場合（備考3、4参照）

2. 留意点

- 相手方企業から何らかの便益の供与を受けていないかどうか。
 - ・当該企業に便宜を図ったという疑いが持たれないようにすることが重要である。そのた

め、文書で推薦理由(大学帰属でない特許の場合は、選定理由)を明らかにし、外部に説明がつくようにしておくことが必要である。

【第4号関係】

1. 第4号の規定による対象者

○共同研究の相手方である企業等から外部研究資金の受入れ以外に何らかの便益の供与を受ける場合

2. 留意点

○相手方企業が利害関係者かどうか。(備考3、4参照)

・利害関係者の場合は認められない。

○個人的な借り入れを行う場合、借入条件が有利なものとなっていないかどうか

・利害関係者でない場合でも、一般の取引と比較し、有利なもの(金利、担保等)となっていれば、認められない。

【第5号関係】

1. 第5号の規定による対象者

○寄附金の受入れ等により相手方である企業等に対して、何らかの便宜を図っている場合

2. 留意点

○相手方企業に対する研究の報告が過度になっていないかどうか

・簡単な報告までは問題とならないが、その内容が詳細で寄附という趣旨に反するようなものは適切でない。

【第6号関係】

1. 第6号の規定による対象者

○兼業先の企業や共同研究の相手方である企業等から物品を購入する場合

2. 留意点

○相手方企業が利害関係者かどうか。(備考3、4参照)

・利害関係者の場合は、特に注意が必要である。

○購入業者の選定として適切かどうか

・本学の会計規程等に則ることは当然であるが、本ケースの性格上、当該企業に便宜を図ったという疑いを持たれないようにすることが重要である。そのため、文書で選定理由を明らかにし、外部に説明がつくようにしておくことが必要である。

【第7号関係】

1. 第7号の規定による対象者

○何らかの便益の供与を受ける場合

【備考】

1. 自己申告書の提出区分及び提出時期

・定例報告は、第3条第1号による場合とし、前年度1年間の内容について、毎年5月末までに行い、評価を受けるものとする。

・事前報告は、第3条第2号から第7号までによる場合とし、利益相反管理の対象となる活動の内容について、事前に随時行い、評価を受けるものとする。

2. 第3条第1号関係の留意点の役員等兼業及び研究兼業の場合の報酬額

・原則として、当該教員の前年度の給与支給総額を超えないものとする。

3. 第3条第2号、第3号、第4号、第6号関係の相手方企業等が利害関係者と認められる場合

・教職員が職務上の意思決定により相手方企業等に対して、利益・不利益の影響を与えることができる場合をいう。例えば、共同研究先の意思決定をする立場にある者は、相手方企業等は利害関係者になる。

4. 本人の利害関係について、当該本人の配偶者及び生計を一にする扶養親族も含まれる。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。